

理 由 書

生産緑地制度は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものである。

本都市計画は、良好な都市環境の保全を図るために生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び一部を廃止し、生産緑地地区の指定変更を行うものである。